

福岡市公報

令和5年6月5日 第6963号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目次—
告 示

ページ

- 地縁による団体の事務所の所在地又は代表者の変更 (第154号)..... 1
- 地縁による団体の代表者の変更 (第155号)..... 2
- 福岡市脇山財産区議会臨時会の招集 (第156号)..... 3
- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除 (第157号)..... 3

公 告

- 特定調達契約等に係る随意契約の相手方の決定 (第147号)..... 3
- 国土調査の実施 (第148号)..... 4
- 指定管理者の公募 (第149号)..... 4
- 指定管理者の公募 (第150号)..... 7

水 道 局

- 一般競争入札の実施 (公告第20号) 9
- 特定調達契約等に係る落札者の決定 (公告第21号) 10

交 通 局

- 一般競争入札の実施 (公告第8号) 10

告 示

福岡市告示第154号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和5年6月5日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	事務所の所在地	代表者の住所及び氏名
-----	-----	---------	------------

変更前	高美台1丁目3 区自治会	会長宅（福岡市東区高美台 一丁目6番2号）	福岡市東区高美台一丁目 6番2号 竹田 豊
変更後		会長宅（福岡市東区高美台 一丁目12番15号）	福岡市東区高美台一丁目 12番15号 淵 和美
変更前	多の津五丁目町 内会	会長宅（福岡市東区多の津 五丁目18番12号）	福岡市東区多の津五丁目 18番12号 奥田 新一
変更後		会長宅（福岡市東区多の津 五丁目16番9号）	福岡市東区多の津五丁目 16番9号 安田 高弘
変更前	高美台1丁目1 区自治会	/	福岡市東区高美台一丁目 32番5-1号 竹原 正郁
変更後			福岡市東区高美台一丁目 32番8号 田中 幸雄
変更前	若宮1丁目1区 5組	会長宅（福岡市東区若宮一 丁目6番27号）	福岡市東区若宮一丁目6 番27号 梅津 幸弘
変更後		会長宅（福岡市東区若宮一 丁目6番21号）	福岡市東区若宮一丁目6 番21号 安藤 佳名子

福岡市告示第155号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和5年6月5日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	代表者の住所及び氏名
-----	-----	------------

変更前	中山自治会	福岡市早良区大字西1360番地 西嶋 和久
変更後		福岡市早良区大字西1336番地の2 土井 信二

福岡市告示第156号

地方自治法第296条第3項において準用する同法第102条第3項の規定により、福岡市脇山財産区議会臨時会を次のように招集する。

令和5年6月5日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 日時 令和5年6月13日 午後3時
- 2 場所 福岡市早良区大字脇山2474番地の4
福岡市脇山公民館
- 3 会議事件
福岡市脇山財産区議会議長及び副議長の選挙について

福岡市告示第157号

土壤汚染対策法第6条第4項の規定に基づき、要措置区域（特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域をいう。）の全部について指定を解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により次のように公示する。

令和5年6月5日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 指定を解除する区域
福岡市早良区田村二丁目680番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

公 告

福岡市公告第147号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特定政令」）

という。)の規定が適用される調達契約等について、随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和5年6月5日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名又は名称及び所在地	随意契約に係る契約金額	随意契約の理由
収納データ作成等業務委託	福岡市中央区天神一丁目8番1号 会計室会計管理課 財政局税務部納税企画課	令和5年3月30日	福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社福岡銀行	57,087,317円 (単価契約に基づき算定した見込額)	特定政令第11条第1項第1号該当

福岡市公告第148号

令和5年度国土調査事業（地籍調査）を次のとおり実施するので、国土調査法第7条の規定により公示する。

令和5年6月5日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 事業計画が定められた年月日
令和5年4月1日
- 2 調査を実施する者の名称
福岡市
- 3 調査地域
福岡市西区愛宕三丁目及び愛宕四丁目の各一部
- 4 調査期間
令和5年6月5日から令和6年3月31日まで

福岡市公告第149号

福岡市自転車駐車場条例（以下「条例」という。）第15条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市自転車駐車場条例施行規則（以下「規則」という。）第7条の規定により次のように公告する。

令和5年6月5日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
博多駅筑紫口自転車駐車場	博多区博多駅東二丁目

2 指定の予定期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

3 管理業務の範囲

- (1) 当該公の施設の利用の承認に関する業務
- (2) 当該公の施設の駐車料の徴収に関する業務
- (3) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (4) 当該公の施設の利用に係る措置の命令に関する業務
- (5) 当該公の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (6) その他市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 利用時間

規則別表第1に定める利用時間

(2) 休場日

なし

(3) 駐車料の徴収

条例第8条及び規則第5条第1項に定める額を徴収すること。

(4) 駐車料の納入の手續

徴収した駐車料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、徴収日の翌日（同日が指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の指定金融機関の営業日）までに納入すること。

(5) 駐車料の減免の基準及び手續

条例第10条及び規則第6条に定める基準及び手續によること。

(6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、管理を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を漏らさないようにするとともに、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。指定の期間を経過した後も、また同様とする。

(7) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第11条等に定める要件

(8) 管理に関し本市が負担する金額の上限

令和6年度 24,662千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）

5 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。

6 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 方法

本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書等をダウンロードすること。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/s_teisu/shisei/shiteikannrisyabosyuu.html

(2) 期間

令和5年6月15日から同年7月24日まで

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和5年7月18日から同月24日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 時間

午前9時30分から午後5時30分まで

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（道路下水道局管理部自転車課）

電話 092-711-4468

福岡市公告第150号

福岡市自転車駐車場条例（以下「条例」という。）第15条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市自転車

駐車場条例施行規則（以下「規則」という。）第7条の規定により次のように公告する。

令和5年6月5日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
梅林駅自転車駐車場	城南区梅林四丁目
金山駅自転車駐車場	城南区金山団地
茶山駅西自転車駐車場	城南区別府六丁目
茶山駅東自転車駐車場	城南区茶山一丁目
七隈駅自転車駐車場	城南区七隈八丁目
七隈駅路上自転車駐車場	城南区七隈四丁目
福大前駅自転車駐車場	城南区七隈八丁目
別府駅自転車駐車場	城南区別府三丁目

2 指定の予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 管理業務の範囲

- (1) 当該公の施設の利用の承認に関する業務
- (2) 当該公の施設の駐車料の徴収に関する業務
- (3) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (4) 当該公の施設の利用に係る措置の命令に関する業務
- (5) 当該公の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (6) その他市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 利用時間

規則別表第1に定める利用時間

(2) 休場日

なし

(3) 駐車料の徴収

条例第8条及び規則第5条第1項に定める額を徴収すること。

(4) 駐車料の納入の手續

徴収した駐車料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、徴収日の翌日（同日が指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の指定金融機関の営業日）までに納入すること。

-
- (5) 駐車料の減免の基準及び手続
条例第10条及び規則第6条に定める基準及び手続によること。
- (6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い
指定管理者は、管理を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を漏らさないようにするとともに、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。指定の期間を経過した後も、また同様とする。
- (7) 利用者の利用を制限するときの要件
条例第11条等に定める要件
- (8) 管理に関し本市が負担する金額の上限
令和6年度 83,452千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）
- 5 管理に係る対価の支払方法
会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。
- 6 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準
- (1) 方法
(2)に掲げる基準の適合審査
- (2) 基準
- ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
- イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準
- 7 詳細は、募集要項による。
- 8 募集要項を次のとおり配布する。
- (1) 方法
本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書等をダウンロードすること。
URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/s_teisu/shisei/shiteikannrisyabosyuu.html
- (2) 期間
令和5年6月15日から同年7月24日まで
- 9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先
- (1) 受付期間
- ア 期間
令和5年7月18日から同月24日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
-

イ 時間

午前9時30分から午後5時30分まで

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（道路下水道局管理部自転車課）

電話 092-711-4468

水 道 局

福岡市水道局公告第20号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市水道局契約事務規程第5条の規定により次のように公告する。

令和5年6月5日

福岡市水道事業管理者 坂 本 秀 和

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
建築C	小呂島浄水場海水淡水化設備棟建築改修その他工事その1	
電気A又はB	夫婦石浄水場No.5～8ろ過流量計更新工事	
管1種A	中央区小笹2丁目地内No.2配水管布設工事	
	南区野間4丁目地内配水管布設工事	
	東区美和台7丁目地内配水管布設工事	
	東区高美台2、3丁目地内No.2配水管布設工事	
	城南区荒江1丁目地内No.2配水管布設工事	
	早良区荒江3丁目地内配水管布設工事	
	中央区今泉2丁目地内配水管布設工事	
	南区大楠3丁目地内配水管布設工事	
	中央区白金2丁目地内外1件配水管布設工事	
	東区青葉1、7丁目地内配水管布設工事	
東区舞松原6丁目地内配水管布設工事		

	東区和白東1丁目地内配水管布設工事	
管2種B	博多区綱場町地内配水管布設工事	
管2種C	東区馬出5丁目地内外2件工業用配水管布設工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

(2) 期間

この公告の日から令和5年6月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市水道局公告第21号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市水道局契約事務規程の特例を定める規程第9条の規定により次のように公告する。

令和5年6月5日

福岡市水道事業管理者 坂本秀和

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日
水道料金系システム(業務端末等)機器賃貸借	福岡市博多区博多駅前一丁目28番15号 水道局総務部営業企画課	令和5年4月27日	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 株式会社 J E C C	4,360,400円 (月額)	令和5年3月16日

交 通 局

福岡市交通局公告第8号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するの

で、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市交通局契約事務規程第5条の規定により次のように公告する。

令和5年6月5日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

1 入札に付する事項

令和5年度構造物全般検査業務委託

2 入札日時

令和5年7月19日午前11時（郵送による場合は、同月18日午後5時までに必着とする。）

3 詳細は、入札説明書による。

4 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 場所

ア インターネット

福岡市交通局ホームページ

URL <https://subway.city.fukuoka.lg.jp/topics/>

イ 窓口

福岡市中央区大名二丁目5番31号

福岡市交通局総務部財務課

電話 092-732-4118

(2) 期間等

ア インターネット

この公告の日から令和5年6月15日午後4時まで

イ 窓口

(ア) 期間

この公告の日から令和5年6月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(イ) 時間

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

